



お問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045 へお願いします。

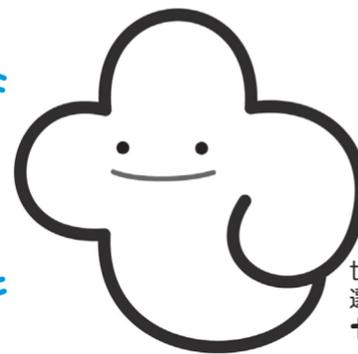
# 東京都知事選挙

投票日

7月7日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

東京の未来に向けて、  
貴重な一票を  
投じましょう。世田谷区  
選挙マスコット  
セーボー

選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 FAX5432-3045

## 投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

①  
平成18年7月8日までに  
生まれていること②  
世田谷区の選挙人名簿に  
登録されていること\*

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から、令和6年6月19日(水)まで引き続き3か月以上住民登録があることが必要です。

## 投票所入場整理券(封書)を配達しています

1人1枚の投票所入場整理券(以下「入場整理券」)を世帯ごとに全員分同封して配達しています。ご自分のものを確認して、投票所へお持ちください。

◆紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出ください。なお、7月7日(日)は決められた投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。

◆投票所では、受付の際、ご本人であるか、また、入場整理券がご本人のもので間違いがないか確認するため、お名前をお呼びしています。お名前を呼ばれたくない方は、入場整理券表面右下の□にチェック☑をしていただければ、お名前を読み上げずにご本人確認を行います。

◆封筒には、活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより情報を聴くことができる音声コードを印刷しています。

## 最近住所を変えた方、変える予定の方は…

住所変更の届出をした時期によって、投票可否や投票場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

また、投票の際に「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要になる場合がありますので、併せてご確認ください。

### ●令和6年3月20日(祝)以降、世田谷区に転入の届出をした方

都内から 世田谷区に転入	旧住所地に選挙人名簿登録の有無を確認する	あり	旧住所地で投票できます*1
		なし	投票できません
都外から世田谷区に転入			投票できません

### ●投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方

世田谷区から 都内に転出	世田谷区に選挙人名簿登録の有無を確認する	あり	世田谷区で投票できます*2
		なし	世田谷区では投票できません*3
世田谷区から都外へ転出			転出日以降は投票できません

### ●区内で住所を変えた方 ※世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

6月5日(水)までに区内転居の届出をした方	区内新住所地の投票所で投票できます
6月6日(木)以降に区内転居の届出をした方	区内旧住所地の投票所で投票できます

\*1 旧住所地の投票所で投票するか、期日前投票ができます。または旧住所地から投票用紙を取り寄せて、世田谷区の期日前(不在者)投票所で投票ができます。

\*2 世田谷区の投票所で投票するか、期日前投票ができます。または世田谷区から投票用紙を取り寄せて、転出先等の不在者投票所で投票することができます(ただし、転出先からさらに都外へ転出すると投票できません)。

\*3 1・2とも、「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。確認方法は次のアまたはイのいずれかになります。

ア 「住民票の写し」や運転免許証、マイナンバーカード等(名簿登録地から現在の住所地までの記載があるもの)を提示する。

イ 「住民票の写し」は新住所地に転入後、区市町村の窓口でご請求ください。「選挙用」とお申し出ください。無料になります。

イ 投票所・期日前投票所で必要書類に記入し、「引き続き都内に住所を有することの確認」を申し出る。

→「住民票の写し」等は不要ですが、確認にお時間を要します。

\*3 新住所地に選挙人名簿登録があった場合、新住所地で投票できます。

## 次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください

変更となる方の住所	新投票所
宮坂1丁目(1～24番)	経堂まちづくりセンター(宮坂1-44-29)
代田3丁目(1～35番)、 梅丘3丁目	世田谷中学校(梅丘3-8-1)
若林2丁目(30～41番)	若林区民集会所(若林1-34-2)
若林5丁目 (1～19番・27～41番)	若林3-34事務所(旧若林まちづくりセンター) (若林3-34-1)
若林5丁目(20～26番)、 世田谷3丁目 (1～2番・14～26番)、 世田谷4丁目(24～26番)	世田谷区役所(世田谷4-22-35)
世田谷3丁目(3～13番)	桜小学校(世田谷2-4-15)

## 選挙公報を6月24日(月)～6月26日(水)に順次お届けします

天候等の影響により、配布期間に変更が生じる場合があります。最新の配布期間については[区HPQ 207378](#)をご覧ください。

\*6月24日(月)以降、区役所、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

\*東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧になれます(<https://r6tochijisen.metro.tokyo.lg.jp/>)。

\*音声版「選挙のお知らせ」(選挙公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会へお早めにお申し込みください。過去の選挙において既に申込みの方は申込不要です。

選挙の詳しい情報は、区のホームページ [東京都知事選挙特集ページ](#) (区HPQ 207378)・右記二次元コードからもご覧になれます。

※前回選挙における投票日当日の時間別投票者数や期日前投票所別の投票者数を掲載しています。混雑緩和にご協力をお願いします。



# 7月7日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、 期日前投票・不在者投票をご利用ください

## 6月21日(金)～7月6日(土)

仕事、用事、旅行、入院、転出等の理由で、7月7日(日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用ください。

※前回選挙の期日前投票所別投票者数を [区HPQ 207378](#) に掲載しています。比較的空いている期日前投票所にお越しいただき、混雑緩和にご協力をお願いします。

### 区内で期日前投票をする場合

ご自分の入場整理券(届いている場合)をお持ちください。

〈期日前投票受付場所・受付期間〉

受付期間	6月21日(金) ～6月29日(土)	6月30日(日) ～7月6日(土)
世田谷区役所 (第2庁舎4階)	受付できます	
まちづくり センター (28か所)	受付できません	
受付時間/ 午前8時30分～午後8時(土・日曜も同じ)		

### 指定された病院等で 不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせください。

### 転出先(都内に限る)または滞在先の区市町村の 不在者投票所で投票する場合

#### (1)オンラインによる手続き

マイナンバーカード(署名用電子証明書付)をお持ちの方はスマートフォン等のマイナポータルアプリ(またはサイト)から投票用紙等を請求することができます。

- 1 マイナポータルアプリ(またはサイト)を開いてログイン
- 2 自治体設定画面で「東京都」「世田谷区」を選択
- 3 トップページ「Qさがす」から「選挙」を検索
- 4 「令和6年7月7日執行東京都知事選挙の不在者投票における投票用紙等の請求方法について」が表示されたら「詳しく見る」をクリックし、「申請する」を選択
- 5 必要事項を入力して申請(投票用紙等の請求)
- 6 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送
- 7 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票

#### (2)郵送または持参による手続き

郵送または持参でも投票用紙等を請求することができます。詳しくは [区HPQ 207378](#) をご覧ください。  
※郵送による手続きは日数がかかります。配達日数等も考慮し、お早めにご請求ください。

### 投票方法

投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。

投票所における投票方法を  
区公式YouTubeチャンネルで  
案内しています。



### 無効票とならないように

大切な一票が無効票とならないよう、次のことにご注意ください。

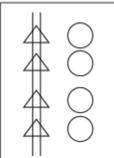
#### ①余分なことを書かない

候補者の氏名を正しく書いていながら、それ以外のこと(記号、応援メッセージ等)が書かれているために、無効票となってしまうことがあります。

#### ②間違えて書いた場合は訂正を

間違えて書いたものは二本線で消して、横に正しいものをお書きください。

※新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出ください。



### お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、投票用紙記入補助具(※1)、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※2)を用意しています。必要な方は投票所係員にお申し出ください。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※1 投票用紙を挟み、触るだけで記入する位置が判別しやすくなるケース  
※2 イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

### 代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

## 親子で投票に行こう!!

親子(家族)で投票所に来られた小学生以下のお子さんへプレゼントを用意しています(各投票所先着300名)。ぜひ、お子さんと一緒に投票所にお越しください。

### 選挙運動に関する注意事項

18歳以上の方は、告示日から投票日の前日まで選挙運動を行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること		
ホームページ、ブログ、X(エックス:旧Twitter)、LINE等のインターネットを使用して選挙運動をすること	○	×
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること		

### 区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できない場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。ご協力をお願いします。

### 投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、[区HPQ 207378](#) で随時お知らせします。

開票は7月7日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、開票を参観することができます。

### お願い

投票所へのお車での来場、ペットを連れての来場はご遠慮ください。※補助犬は入場できます。